

中山間地域等直接支払制度の実施状況

中山間地域等直接支払交付金制度は、高齢化が進む中山間地域における農地の耕作放棄の防止など、将来に向けて農業生産活動等を継続する前向きな取組みを行うことを目的とし、耕作者の同意による集落協定を結ぶことにより交付金が交付される制度です。

当制度の方針に基づき、平成20年度の実施状況を公表します。

項 目	内 容
集落協定の概要	対象となる農地は、鏡野町の中山間地域等直接支払基本方針に基づき、農振農用地区域内の一団の急傾斜農地（傾斜率1/20m以上の田）及び緩傾斜農地（傾斜率1/100m以上1/20m未満の田）。 将来に向けた集落マスタープランを作成し、適切な農用地管理及び関連する水路、農道等の適正管理を実施する。助成金の2分の1は、集落の共同取組活動に使用する。
実 施 地 区	＊鏡 野 地 区（13集落協定／協定面積 100.7 ha／交付額 17,558,674円） ＊奥 津 地 区（40集落協定／協定面積 237.2 ha／交付額 29,338,255円） ＊上齋原地区（23集落協定／協定面積 94.8 ha／交付額 10,142,170円） ＊富 地 区（27集落協定／協定面積 83.7 ha／交付額 9,791,588円）

「ふるさと鏡野町」を
応援してください！

かがみのふるさと応援寄附金 （ふるさと納税）のお知らせ

○ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、個人住民税を納める納税者が、出身地など、愛着を感じている地方公共団体に寄附を行った場合、5,000円を超える金額について、個人住民税の所得割の1割程度を限度として、翌年度に課税される個人住民税から税額を控除する寄附金税制です。（所得税では、寄附金額を控除する制度が別に設けられています。）

鏡野町では「かがみのふるさと応援寄附金」として、篤志を募っています。

○寄附の用途

寄附をされる方に、活用先を選んでいただきます。

- ① 安全・安心のまちづくり事業
- ② 子育て支援・教育環境づくり
- ③ 高齢者福祉事業
- ④ 産業観光振興事業
- ⑤ 協働のまちづくり事業
- ⑥ 指定なし（町政一般に対する寄附）

○寄附の手続き（寄附の申し込み）

所定の「寄附金申込書」を提出してください。（申込書は、財政課又は各振興センターに電話、FAXまたは電子メールで請求していただくか、町のホームページからもダウンロードできます。）

○鏡野町へ寄附していただいた方へ特典

町内外を問わず1万円以上のご寄附をいただいた方へ、鏡野町の特産品等をお贈りします。（年度1回）また、町外の方で、広報紙等への掲載をご了解いただいた方には、ご住所お名前が掲載された広報紙をお贈りします。

○町民の皆さまへお願い

町外にお住まいのご親戚、友人、知人など、鏡野町を応援して下さる方に、この制度を紹介していただきますようお願いいたします。

◇ 詐欺行為にご注意ください ◇

鏡野町をかたった寄附の「強要」や「詐欺」など不当な請求が予想されますので、十分ご注意ください

◇ 「ふるさと納税」に関するお問い合わせ先 ◇

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田660

鏡野町役場

《担当課》

○制度全般について

財政課 TEL: (0868) 54-2780 (財政課直通)
メール: zaisei@town.kagamino.lg.jp

○税制度や役場に直接持参の窓口

税務課 TEL: (0868) 54-2985 (税務課直通) FAX: (0868) 54-2891 (役場代表)

鏡野町のホームページもご覧ください

<http://www.town.kagamino.lg.jp/>